

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aに事務員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日に自転車で出勤中に幼稚園バスと正面衝突して負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、負傷後、〇〇病院に受診し、「頰椎捻挫、右股関節捻挫、右足関節捻挫」と診断され、その後、各医療機関で「両感音性難聴、脳脊髄液減少症、不眠症」等の傷病名により療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 請求人らは、本件事故によって脳脊髄液減少症を発症し、種々の障害が残存しているので、脳脊髄液減少症による障害を評価すべきである旨を主張するものである。

(2) 脳脊髄液減少症の発症について検討すると、平成〇年〇月〇日付けC病院D医師作成のR I検査報告書には、要旨、「腰椎レベルの複数個所で両側性にhotが描出されており、脊髄瘻をみていると考える。」と所見している。一方、平成〇年〇月〇日付けEセンターF医師及びG医師作成の診療情報提供書には、要旨、「R I脳槽シンチでは、直接漏出所見は認めない。」と意見を述べており、同一検査であるものの、その結果は異なった所見となっている。さらに、請求人らの主張で診断根拠の1つとしている、2.5時間以内の早期膀胱内R I集積については、平成22年度厚生労働省科学研究費補助金障害者対策総合研究事業である「脳脊髄液漏出症画像判定基準・画像診断基準」において、正常所見との境界が明確でないことから、本診断基準には採用されていない項目である。このように、請求人らの主張する「脳脊髄液減少症」の診断根拠である、脳槽シンチグラフィの漏出所見は施設間で異なり、早期膀胱内R I集積については診断基準とは認められていないことから、請求人は「脳脊髄液減少症」との確定診断には至っていないものと思料される。

また、請求人らの主張する「脳脊髄液減少症」と本件事故との因果関係を示唆する医証も認められず、同疾患による後遺障害については、本件事故によるものと評価することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対して行った障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由

はない。

よって主文のとおり裁決する。